

## 旧鶴見工業高等学校跡地 東側敷地の通り抜け通路について

### ■整備の目的

- 周辺道路の行き止まりを解消し、沿道建物の倒壊等の際の避難経路を確保します。
- 災害時の緊急車両の寄り付きを行いやすくします。

### ■整備の内容、運用等（予定）

- 整備予定時期：平成28年度前半  
（完成後、他の工事状況等を見極めて使用を開始します。）
- 幅員：4.5m
- 舗装：アスファルト舗装
- 周辺宅地との高低差：  
現状で30~50cm程度ある高低差をなくし、周辺道路と接続できるようにします。
- 通行時間：常時通行可
- 通行対象：歩行者、自転車  
なお、災害時等の緊急時のみ、救急車、消防車等の車両を通行可能とします。  
（平常時は、周辺道路との接続部分に車止めを設置します。）
- 既存のブロック塀の取扱い：  
鶴見工業高校のブロック塀は撤去したうえで、高低差を解消します。ブロック塀の撤去に支障となるものは、事前に撤去していただく必要があります。

### ■通路の位置づけ

- 道路法や建築基準法に基づく道路ではありません。
- 建築基準法上は、道路ではなく「隣地」の扱いになります。
- そのため、建築の際に必要な接道は、他の道路から取る必要があります。

※西側敷地の通り抜け機能の確保については、看護専門学校の敷地内通路及び公園内の園路を活用して確保します。

